

(その1)

2097

収 支 報 告 書

令和5年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) しみんせいさくねっとわーく
 市民政策ネットワーク

2 主たる事務所の所在地 京都府京都市伏見区深草加賀屋敷町3-6 ネクスト21-II 1F

3 代表者の氏名 泉 健太

4 会計責任者の氏名 田中 栄一

事務担当者の氏名 野本 菜生

(電話) 075-646-5566

(電話)

(電話)

政治団体の区分

政 党

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

政治資金団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 泉 健太

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 泉 健太

公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで



(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額						備 考			
	十 億	百 万	千	百	十	円				
1 経 常 経 費				1	1	0	0	0		
(1) 人 件 費										
(2) 光 熱 水 費								0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				1	9	0	5	1	6	
(4) 事 務 所 費				2	2	8	7	1	8	
小 計				4	3	0	2	3	4	
2 政 治 活 動 費										
(1) 組 織 活 動 費				6	3	0	0	6	2	
(2) 選 挙 関 係 費									0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			1	8	9	9	0	7	1	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費									0	
イ 宣 伝 事 業 費				2	2	0	0	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費			1	6	7	9	0	7	1	
エ そ の 他 の 事 業 費									0	
(4) 調 査 研 究 費					6	5	9	4	4	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			8	4	0	0	6	6	0	
(6) そ の 他 の 経 費									0	
小 計			1	0	9	9	5	7	3	7
合 計			1	1	4	2	5	9	7	1

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 4. 事務所費				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1.	政治資金監査報酬			9	9	R5/6/23	久保美雄	京都府京都市伏見区桃山筒井伊賀西町40シコービル2階東	
2.	政治資金監査報酬源泉所得税			1	0	R5/7/10	伏見税務署	京都府京都市伏見区鑓屋町無番地	
	この頁の小計			1	1	0	0	0	0
	その他の支出			1	1	8	7	1	8
	合計			2	2	8	7	1	8

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 4. 宣伝事業費 (宣伝広告費)									
行番号	支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考			
		十億	百万	千	円								
1	業務委託料			2	2	0	0	0	0	R5/2/28	株式会社withera	滋賀県長浜市地福寺町6-38	
	この頁の小計			2	2	0	0	0	0				
	その他の支出												0
	合計			2	2	0	0	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分				5.政治資金パーティー開催事業費 (' 1)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考				
		十億	百万	千	円								
1	土産代			5	9	1	9	5	R5/1/4	小倉山荘	京都府長岡京市今里運ヶ糸45		
2	会場費			2	6	9	6	2	6	R5/1/6	ルポール麹町	東京都千代田区平河町2-4-3	
	この頁の小計			3	2	8	8	2	1				
	その他の支出				5	6	0	0					
	合計			3	3	4	4	2	1				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 5.政治資金パーティー開催事業費 ('1)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	郵送代			179	76	R5/5/26	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	土産代			475	20	R5/6/5	菓寮京都 伊藤軒	京都府京都市伏見区深草谷口町28-1	
3	講演料			500	00	R5/6/13	倉重篤郎	東京都多摩市落合3-1-4-204	
4	会場費			441	804	R5/6/13	ホテルグランドアーク半蔵門	東京都千代田区隼町1-1	
	この頁の小計			557	300				
	その他の支出			115	44				
	合 計			568	844				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 5.政治資金パーティー開催事業費 (1)				
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	土産代			44	294	R5/11/2	宝酒造株式会社	京都府京都市下京区四条通烏丸東入	
2	郵送代			17	388	R5/11/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	会場費			321	750	R5/12/26	ルポール麹町	東京都千代田区平河町2-4-3	
この頁の小計				383	432				
その他の支出				6	804				
合 計				390	236				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 7.調査研究費 (調査費)						
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考		
		十億	百万	千	円						
1	年間購読料			2	2	0	0	R5/2/28	株式会社インサイドライン	東京都千代田区神田神保町3-10-3ｽﾀｰﾙｽﾞ#5F	
	この頁の小計			2	2	0	0				
	その他の支出			4	3	9	4				
	合計			6	5	9	4				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年5月27日

政治団体の名称 市民政策ネットワーク

会計責任者の氏名 田中 栄一

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その14 3.備品・消耗品費	*1	富士フィルムビジネスイノベーションズジャパン(株)
その14 3.備品・消耗品費	*2	富士フィルムビジネスイノベーションズジャパン(株)
その14 3.備品・消耗品費	*3	富士フィルムビジネスイノベーションズジャパン(株)
その14 3.備品・消耗品費	*4	富士フィルムビジネスイノベーションズジャパン(株)
その14 3.備品・消耗品費	*5	富士フィルムビジネスイノベーションズジャパン(株)
その14 3.備品・消耗品費	*6	富士フィルムビジネスイノベーションズジャパン(株)
その14 3.備品・消耗品費	*7	富士フィルムビジネスイノベーションズジャパン(株)
その15 1.組織活動費 (渉外費)	*1	東京都千代田区紀尾井町4-1ホテルニューオータニビル9F
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (泉ケンタと日本を伸ばす会 (2022年12月開催))	*1	泉ケンタと日本を伸ばす会 (2022年12月開催)
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (泉ケンタと日本を伸ばす会 (2023年6月開催))	*1	泉ケンタと日本を伸ばす会 (2023年6月開催)
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (泉ケンタと日本を伸ばす会 (2023年9月開催))	*1	泉ケンタと日本を伸ばす会 (2023年9月開催)
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (泉ケンタと日本を伸ばす会 (2023年12月開催))	*1	泉ケンタと日本を伸ばす会 (2023年12月開催)

政治資金監査報告書

令和6年5月24日

市民政策ネットワーク

代表 泉 健太 殿

登録政治資金監査人 久保 美雄

登録番号 第 931 号

研修修了年月日 平成21年1月16日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、市民政策ネットワークの令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべの期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、市民政策ネットワークの主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

市民政策ネットワークと私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、市民政策ネットワークと政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上